

役員報酬等に関する規程

平成23年3月17日制定
令和3年6月14日一部改正

この法人は、定款第34条の規定に基づき、常勤の理事及び会員外の監事に対する役員報酬等を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この規程は、この法人を主たる勤務場所とする常勤の理事と会員外の外部専門家として監査を行う監事に対する報酬等に関する事項について定めることを目的とする。

(常勤の理事の月額報酬及び賞与)

第2条 常勤の理事の年間の月額報酬及び賞与の報酬総額（以下年額報酬総額という）は、総会において定めた20,000千円を上限とする。

- 2 一人当たりの常勤の理事の年額報酬総額は、12,000千円を上限とする。
- 3 各常勤の理事の月額報酬、賞与及び年額報酬総額は、理事会の承認を得て決定する。

(会員外の監事の報酬)

第3条 一人当たりの会員外の監事の報酬は、総会において定めた年間の報酬総額1,000千円を上限とし、月額で支払う。

- 2 一か月の報酬額は、理事会の開催月につき50千円を上限とする。
- 3 一か月の報酬額は、監事が協議して決定し、理事会に報告する。

(報酬の支給日)

第4条 常勤の理事の報酬は、次により支給する。

- (1) 月額報酬は、その月の15日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときはその前日とする。
 - (2) 賞与は、6月及び12月中においてその都度会長が定める日に支給する。ただし任期満了に伴う退任、自己都合に伴う退任及び死亡したときは、会長の定める日に支給する。
- 2 会員外の監事の報酬は、月額報酬とし、その月の15日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときはその前日とする。

(常勤の理事の役員退職慰労金)

第5条 役員退職慰労金は、総会において定めた役員退職慰労金の支給総額10,000千円を上限とし、次の算式により求めた額を支給する

$$\text{役員退職慰労金の支給額} = \text{月額報酬} \times 1 / 12 \times \text{在職期間 (月数)}$$

2 役員退職慰労金は、会長が定める日に支給する。

(支給方法)

第6条 報酬等は、本人の銀行口座への振込により支給する。ただし、法令に基づき源泉徴収を義務づけられている額は、これを控除する。

(通勤手当)

第7条 常勤の理事が通勤のため交通機関を利用する場合は、経済的な通常の経路及び方法により通勤した場合における運賃の実費を支給する。

2 通勤手当は、会長の定める日に支給する。

附 則 (平成23年 3月17日制 定)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (令和 3年 6月14日一部改正)

この改正は、令和 3年 6月14日から適用する